

議長 会議を再開します。 (午前11時25分)

々 続いて、木村議員の一般質問を行います。2番木村議員。

2番 木村議員 おはようございます。通告書に基づき一般質問をさせていただきたいと思
います。会計年度任用職員制度の導入についてお尋ねするものであります。
本町に働く臨時・非常勤職員・嘱託職員は恒常的業務に就いており、現状に
おいて地方行政の重要な担い手と拝察します。2017年5月に地方公務員
法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月から自治
体の非正規職員に会計年度職員制度が導入されることとなりました。この法
改正は、安倍総理が働き方改革の中で、自治体の実情を理解しないまま、非
正規という言葉がなくすと言い切ったことに端を発していると理解していま
す。改正の主な点は、1つとして、臨時的任用、特別職・非常勤の任用の厳
格化。2つ、会計年度任用職員制度の創設。3、会計年度任用職員制度に関
する手当支給規定の創設であります。理由として、地方公務員法の特別職・
非常勤及び臨時的任用で要件にそぐわない任用が広がっているため、任用要
件を厳格する。地方自治法の規定で、非常勤の職員が報酬、費用弁償の対象
とされ、手当支給の対象となっていないことを理由に、期末手当・ボーナス
などが支給出来ない問題に対応して、会計年度任用職員制度の職を創設し手
当支給の対象とするものとされています。導入に際して、主としての私の
質問の心として、臨時・非常勤の正規化や正規職員の定員拡大など根本的な
改善策が示されておりません。任用の条件が限定されていない会計年度任用
職員の創設で、臨時・非常勤の職を人員の調整弁と利用している現状が合法
化され、地方公務員法の無期限任用の原則を掘り崩すことになりかねない。
特別職・非常勤の会計年度任用職員への移行で、地方公務員法が全面適用さ
れ、労働基本権の制限や条件付き採用期間が生じることであります。

では、具体的に質問します。

一番目に、会計年度任用職員制度の導入について問うものであります。
特別職・非常勤職員任用とは、専門的な知識経験等を有する者であって、当
該知識経験等、助言、調査、診断するとありますが、本町に該当する職種は
何でしょうか。臨時的に職員を任用する場合、これまで「緊急の場合」、「臨
時の職に関する場合」、「採用候補者名簿や昇任候補者名簿がない場合」と
あったが、改正後の対処についてお尋ねするものであります。

次に、会計年度任用職員の任用・勤務条件の設定について。

会計年度任用職員の任用・勤務条件を設定する上で、どのような点につ
いて配慮するのか。

3つ目、手当支給規定の創設について。

給与基準については、常勤職員と同様に、フルタイムの会計年度任用

2番
木村議員

職員の給与水準は、職務給の原則、均衡の原則等に基づき定めるとあるが、本町の考えを問うものであります。

パートタイムの会計年度採用職員については、フルタイムの会計年度任用職員に係る給料決定の考え方との均衡に留意の上、「反対給付という報酬の性格を踏まえて定める」とあるが具体的に何を指すのか。

勤務時間その他、勤務条件については、「改正地公法第24条第4項の規定」とあるが、本町の解釈について問うものであります。

地方自治法の規定で非常勤の職員が報酬、費用弁償の対象とされ、手当支給の対象となっていないことを理由に、期末手当・ボーナス等が支給出来ない問題に対応して、会計年度任用制度の職を創設し手当の支給の対象とあるが、本町の取り組みについて問うものであります。

制度の周知、職員募集開始についての考え方について。

現在、任用されている臨時・非常勤職員に対しての新制度の周知について時期や手法について問うものであります。

大きく2つ目をします。先般6月に開催されました、まちづくり意見交換会についてお尋ねします。6月25日、すこやかセンター会場で「消滅していく集落が発生する可能性がある」と想定するが、町としての状況把握と対処について」の質問に対し、町長は「川本町、人口が少なくなっても住んで良かったと思う事業を粛々と進める」との発言があったが、本件を含め町の重要案件について任期末までの解決策について問うものであります。

次に、「島根中央高校について」町長は、「旧役場庁舎に女子寮を建設する。来年の3月1日までに完成予定としている」と挨拶がありました。女子寮内に設置される交流スペースの活用について問うものであります。

次に、川本駅活用について。商工会から要望について「協議する」という回答と、「構想を今年度中に取りまとめる」と回答されましたが、その時期はいつでしょう。

次に、6月27日、三原まちづくりセンター会場で笹遊里グラウンドゴルフ場のイノシシ被害防止整備要望に対し、町当局より「ただ修繕だけでなく、さらに素晴らしいグラウンドゴルフ場となるよう、根本的に手を加える必要がある」と答弁がありましたが、具体的な対策についてお尋ねします。

7月2日、川本西公民館会場で「数年後に団塊世代が後期高齢者になる」高齢者の交通事故が多く、社会問題となっている。免許証返納の対応策の意見について問うものであります。

次に、「自治会長として公民館の施設改善の要望が一番多かった。改修計画の要望に対し、町として理解しつつ時期等について明確な回答が無かった。」この事に対して移転・改修の時期について問うものであります。

関連で、本町会館について「自治会より要望が出ている雨漏れ等の発生」についての改修時期について、お尋ねします。

まちづくり意見交換会の終了挨拶で副町長は、「今日いただいた意見への

2番 木村議員	<p>回答報告はしっかり行っていく」とありました。一部広報誌にも紹介がありましたけど、その他の対応についてお尋ねします。</p> <p>以上、多岐に渡って質問しましたが、全体協議会について説明がありました案件で重複している分はその事を説明して答弁願います。以上です。よろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは、木村議員の質問のうち、1項目めの「会計年度任用職員制度の導入について問う」に対する答弁をお願いします。</p> <p>番外左田野総務財政課長。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>木村議員ご質問のうち、1番目の「会計年度任用職員制度の導入について問う」についてお答えします。</p> <p>会計年度任用職員制度につきましては、今議会に関係条例を上程しております。地方公共機関における臨時・非常勤職員の適正な任用勤務条件を確保するために、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、設けられる制度でございます。まず、臨時的任用特別職・非常勤の任用の厳格化についてですが、特別職・非常勤職員については、専門的知識経験または執権を有する者が就く職と限定されました。本町で想定される職種としましては、学校薬剤師・学校評議員・統計調査員・学校医・産業医などになると考えております。臨時的任用職員については常時勤務を要する職に欠員を生じた場合とされておりますので、そのような場合に必要に応じて検討することとなるかと思っております。</p> <p>次に、会計年度任用職員の任用勤務条件の設定については、国の示す指針などを参考として規則で定めることとなっておりますが、基本的には現在の嘱託職員の取り扱いなどを参考にして定めていくこととしております。</p> <p>次に、手当支給規定の創設についてですが、まずフルタイム会計年度任用職員の給与水準については、職員の給料表を使用し規則で定める基準に従って決定していくこととなります。</p> <p>パートタイムの会計年度採用職員についても、フルタイム会計年度任用職員に準じて勤務日数等に応じて定めていくこととなります。</p> <p>フルタイム会計年度任用職員には、給料と通勤手当・期末手当等の手当を。パートタイム会計年度任用職員には、報酬・費用弁償及び期末手当を支給できることになっておりますので、制度に基づき対象者に支給していくこととなります。なお、反対給付という報酬の性格を踏まえて定めるということでしたが、報酬が職務の反対給付と一般的に返せることに鑑みて、報酬水準の決定にあたり扶養手当などに相当するようなものを考慮することは適当でないということを示しているようでございます。また、勤務時間やその他勤務条件についての変更の予定の変更はございません。</p>

番外左田野 総務財政課 長	次に、制度の周知、職員募集の開始時期等についての考え方ですが、本議会において条例を承認していただいたうえで、周知に努めていきたいと考えております。特に現在任用されている嘱託職員さんなどについては、早急に丁寧に説明していくこととしております。以上でございます。
議 長	質問がありますか。2番木村議員。
2番 木村議員	はい、ありがとうございました。では、ちょっと角度を変えてですね、本町の職員と会計年度任用職員の職務の内容がどのように違うか、お願いいたします。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	はい、職員の方では自治法とかに基づいて本来、町がやるべき事務をやっております。会計年度任用職員につきましては、いろいろ特殊なものがあれば別ですが、一般的にはその職員の補助的な事務をやっていただくようなことになろうかと考えております。
議 長	はい、2番木村議員。
2番 木村議員	補助的と仰いますが、職員とほぼ同格な職務・仕事を命じられることはありませんか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	基本的には職員の指示のもと、やっていただくところになりますが、やはり経験の長い方もおられますので、その方には大変助けられているのは事実だと思っております。
議 長	2番木村議員。
2番 木村議員	それではお尋ねしますが、現在の正規の行政職員の月収、本町の。いくらですか。嘱託の人の平均月収はいくらですか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総財課長	申し訳ございませんが、それについては資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	それでは、年収はいくらぐらいですか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	それにつきましても同様にですね、ちょっと今回の質問のところで給与水準にと言いますか、年収の額までは想定しておりませんでしたので、大変申し訳ございませんが資料として持ち合わせておりません。
議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	それでは、町長にお尋ねしますが、国税庁が一年を通じて働いても200万円以下をワーキングプア・働く貧困層と言っていますが、今、本町の嘱託の人が200万超えてると思いますか、以下だと思えますか。当然ながらマネージメントとして。
議 長	番外三宅町長。
番外 三宅町長	えーとですね、仰ってる意味が今の嘱託職員の給与は低いということではないかというふうに存じます。ただですね、今の地方の中の経済の中でですね、この役場の職員ですね、臨時職員・嘱託職員の給与がですね、この川本町の中で見た場合ですね、そんなに低いという額ではないというふうに考えております。当然、この職員の正職員とですね、そうした嘱託職員と給与格差があって、制度が違いますので。そもそも論として。給与格差が合って当然であると考えております。200万あるかないか、ということですね。多分、その下の方じゃないかというふうに考えます。
議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	はい、そのことを頭にいれて、以後、質問を展開したいと思います。 それでは、谷川副町長にお尋ねします。昭和54年3月15日付けの条例第9号、川本町職員定数条例についてお尋ねします。第2条で職員の定数合計は83人となっています。附則事項として昭和58年3月1日までには68人と読み替えるように記載されています。本年度4月1日現在の職員数は何人なんですか。
議 長	番外谷川副町長。

番外 谷川副町長 議 長	今のところ、59だというふうに記憶しております。
	はい、再質問ありますか。2番木村議員。
2番 木村議員 議 長	その定数条例を現行に変更されることはないんですか。
	番外谷川副町長。
番外 谷川副町長 議 長	定数条例の定数を変更することは、ございません。
	2番木村議員。
2番 木村議員 議 長	それなりに必要な時には、その定員数まで補完するという考え方でよろしいですね。
	番外谷川副町長。
番外 谷川教育長 議 長	川本町の財政規模等をあわせてですね、定員適正化計画に基づいて今、定員を整理しているところですので、業務の内容によっては、若干の増減はあろうかとは思いますが。
	2番木村議員。
2番 木村議員 議 長	町長、本町の業務の精査どのようにされてるんですか。今の業務量と作業量との関係、各々一人当たりの、今からすると言うのは現状はどのように把握されてらっしゃいますか。
	番外三宅町長。
番外 三宅町長 議 長	今、業務改善委員会やりながらですね、それぞれの仕事の見直しということを行っております。毎年ですね、組合と団体交渉を持っておりますが、当然人員不足ということですね、組合の方からございます。そういう中でですね、それは財政的に潤沢に余裕がありましたらですね、みんな正職員にして昔のようにですね、川本町の正職員が100人近いような職員だったらですね、それは業務がフル回転、それはできるかも分かりません。それは現実的ではありませんので、ですからしっかり業務改善しながらですね、仕事の見直しというところを行っているところでございます。
	質問の通告書の質問に沿ってやっていただかんと、ちょっと飛び過ぎると

議 長 ころがありますので、注意をしてください。はい、2番木村議員。

2番 木村議員 そのように取ってないんですが。やはり今の今回の関係についてですね、お尋ねしとるんで、思います。また注意を受けるかも分かりませんが、現在、本町において、職員の長期欠務者があるというふうに向っています。
（「それはちょっと質問内容にありませんので。」議長の声）
はい。却下ですか。
（「はい」議長の声）
はい。それではですね。また次回に改めてしましょう。労働条件の関係についてですね、先ほどお話がありましたが、社会保険・労働保険等の関係について、詳細について再度お尋ねします。移行の。

議 長 はい、番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課 長 新しい制度に基づきましても、制度の趣旨に沿いまして、必要な保険の加入等は当然にやっていく必要があると思っております。

議 長 はい、2番木村議員。

2番 木村議員 はい、今、今度のパートタイム会計年度任用職員の勤務日数ですが、1ヶ月18日以上の日数に引き続いて、12ヶ月を超えるような設定にする。それから、一日当たり7時間45分勤務するという考え方はありませんか。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課 長 基本的に、今回の会計年度の任用職員制度の導入につきましても、本町が現在行っております嘱託職員の任用と移行するようなイメージを持っておりまして、法の趣旨も大体同じ。現在、川本町が行っているものと同じような制度だと考えております。現在は、16日の勤務日数で、職員の嘱託職員さんをお願いしておりますので、同様にそういった日数でお願いするような形になるかと思っております。

議 長 はい、2番木村議員。

2番 木村議員 そうすると、地方公務員共済と公務員災害補償基金の対象となりますね。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課 長	各制度の内容を確認しまして、その人の、人によってはもう少し短い方ともおられると思いますので、きちんと適正な保険の加入等は当然にやっていきます。
議 長	はい、2番木村議員。
2番 木村議員	では、続いて退職手当。この関係ですけど、再任用されてですね、何回か繰り返した場合にですね、退職手当条例にも該当するという関係になると思いますが、今の前項に続いていかがですか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	フルタイムの会計年度の職員さんについては、そういった実定条件を満たすと退職手当等の対象になってくると認識しておりますが、パートタイムの会計年度任用職員さんについては、その対象になるというふうには考えておりません。それについては県とかの制度に準じた同じような考え方でおります。
議 長	2番木村議員。
2番 木村議員	はい。是非ですね、独自にできるようになれば良いかなというふうに思います。関連で、年を超えて令和2年3月31日以前に「臨時・非常勤職員週5日、7時間45分勤務」職員はですね、3月31日に退職された場合に、退職手当を支給対象「改正条例附則第2項」にあります。本町の該当者はいらっしゃいますか。まだ、3月31日でないのではありませんか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	先ほど言いましたように、フルタイムの方を現在もこれからも想定しておりませんので、そこはおられないと認識しております。
議 長	はい、2番木村議員。
2番 木村議員	じゃあ次、年休と言いますか、年次休暇についてお尋ねします。 再雇用の関係で、退職から再度任用までの空白時間ありますが、その労働基準法39条1項の「継続勤務」に該当するかどうかをお尋ねしたい。どのくらいの空白でありますか、その東京地裁の凡例もありますので、継続というふうに認識しますがいかがでしょうか。

議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	個人の都合で空白期間ができる方は別としまして、こちらの方で恣意的に空白期間を設けたりというようなことは考えていません。
議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	関連で、有給休暇の付加の関係について、継続するという事であれば当然ながら前期の分も退職前の年休も、次の時も乗っかって年休が付与されるという理解でよろしいですね。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	年金の計算とかにつきましても、規則、それから県等も詳しいものを作っておりますので、そういったものに基づいて、きちんと制度に沿って対応していきたいと思っております。
議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	制度と仰いますが、私の話がおうてますか（合ってますか）、おうてませんか（合ってませんか）。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	年休については、ちょっと私も詳しく把握しておりませんので、継続雇用と計算される方については引き継がれるものと思っております。ちょっと今の給料の水準のあたりを詰めておまして、給与化制度についても現在のものを引き続くこととしておりますが、詳細についてはまだ決めきれていないところがありますので、それについては適正な決定をしていきたいと思いません。
議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員	働く者にとってはね、大変なことですのでね、安直に考えないでいただきたい。 次にですね、各種休暇ですけど病気休暇とか産前産後休暇とか育児時間とか生理休暇とかですね、そういう分については、無給扱いというふうに国の方にはなっていたみたいですが、町長のいろいろと施政方針の中で、人口自然増とか少子対策が課題だと、かなり言ってらっしゃいますが、この扱いに

2 番 木村議員 議 長	ついて本町はどう考えられますか。 番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	現在の嘱託職員さんの休暇の有給・無給のところにつきましても、国イコ ールではない部分がございます。やはり基本的には、現在行っているのをベ ースに進めていく、その中で考えていきたいと思っております。
議 長	はい、2 番木村議員。
2 番 木村議員	すみません。というのは、平成18年3月22日告示第13号の川本町非 常勤嘱託員取扱要領、これに沿っていくということでございますか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課長 議 長	現在、そのものをベースに詳細を詰めていくこととしております。 2 番木村議員。
2 番 木村議員	それでは、給与決定の考え方についてお尋ねします。本件のですね、出 ております事務処理マニュアル2版「勤務条件」について、課長はご存知だ と思いますが、「地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合に は、その労働者の給与水準の状況に十分類似しつつ」とありますが、これに ついて、本町の民間企業との同一賃金等の職種を見て、どんな企業に類似し た給与決定の考え方がありますか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総務財政課 長	県・大きい市とかですと、人事委員会を持っておられてそういった調査を しておられるところもございますが、川本町にはそういった制度がございま せんので、なかなかそういった調査をする機関がございません。職員につ きましても、国・県のを参考にして、独自の調査じゃなくて、そういった ものを参考に定めておりますので、今回の会計年度任用職員につきましても、 そういった国・県のを参考として、定めていくこととなるかと思いま す。なかなか人事委員会を持たないところでは独自調査をしかねるところは 事実でございます。
議 長	2 番木村議員。

2番 木村議員	では、お尋ねしますが、その賃金等の関係で周辺の企業等のことについてどのようなポジションか上か下かというような認識はございますか。
議 長	番外左田野総務財政課長。
番外左田野 総財政課長 議 長	そこについては、私としては私見は特に持ってはおりません。 2番木村議員。
2番 木村議員	是非、町長、各職員がプライドを持って仕事をしておりますので、そのような情報の問題については出していただきたいなと思います。
議 長	番外三宅町長。
番外 三宅町長	今、仰っておられるのは、今度の制度のことか、それとも今の職員の正職員の給与のことかどちらのことかちょっと質問します。
議 長	2番木村議員。
2番 木村議員 議 長	当然ながら移行の話をしておりますので。 番外三宅町長。
番外 三宅町長	ですから今の役場の嘱託職員の給料が他の職場の給与とどうかという比較ですね、はい。私の感覚でいきますとですね、経験数も入れましてですね、役場の職員はフルタイムの職員ではありませんので、そういうことを勘案しますとですね、町内においては少なくとも中間以上のところにあるというふうに考えてます。
議 長	30分が過ぎます。はい、2番木村議員。
2番 木村議員	はい、飛ばします。日給よりは時間給が良いかなと思います。それですね会計年度任用職員の給与ですね、現在の職員の係長相当とか管理職相当の水準に相応しい嘱託職員の方もおられるんじゃないかと思いますが、移行後はそのような賃金水準に合わせるという考え方ありませんか。
議 長	番外三宅町長。
番外	あくまでも、正職員とですね、今度の会計年度任用職員とですね、制度そ

三宅町長 | のものが違うということをごさいますね、同じ給料表を使ったとしてもですね、その運用について全く正職員と同じ様な運用ですということは考えられません。

議 長 | 2番木村議員。

2番
木村議員 | 町長仰るの分かりますよ。学歴や任用にあたって競争試験ですね、これよく言われますね。競争試験や選考による厳格な能力実施を求めているですね。職員は。上から目線でそういうふうにはやると嘱託の皆さんを目線で評価しておられるんじゃないかと。だけど実質的に私もはっきり分かりませんが、先ほど課長も仰いましたように、現場ではそれ相当以上の職責を果たされてる方もおられるんじゃないかと思いますがどうでしょう。

議 長 | 番外三宅町長。

番外
三宅町長 | はい。やはり正職員は、だいたい3年くらいの間隔で人事異動を行っております。一方、嘱託職員もですね、一か所に何年も居られるということですね、その業務の精通については確かに仰るように一番その業務について精通されてるという場面も出てまいります、やはりその全体の業務の責任とかですね、そういうものが正職員が担っているということをごさいます。

議 長 | はい、2番木村議員。

2番
木村議員 | 寂しいです。ですから、そういう人達にやはりそういう人たちが居らないと本町の業務が回らないというふうに私は認識しておりますので、そこらある面で温かい目で見ていただけたらなと思っております。
次にですね、現在、任用されている方の終わりと言いますか、その時にまた再度任用する時の選考をですね、公募を行うことは必須ではないが、募集する。選考において募集を行うことは必須ではないとありますが、どのような考え方をされていますか。希望する職員はですね、会計年度任用職員制度に移行して、意思確認のみで雇用を確保するべきだと考えますがいかがでしょう。

議 長 | 番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長 | 制度の方にはそういうふうに必須ではない、そういう選考を行うこともありますので、そういったところの制度の部分、それとまた県の運用そういったところを参考にして、適切な対応を図っていきたいと思っております。

議 長 2 番木村議員。

2 番 次にですね、雇用どめ等の関係もあるんですが、今の再雇用と言います
木村議員 か、そういう通知ですね、やはり今の川本非常勤嘱託取扱要領の様式ですよ。
様式第 1 号第 3 号関係に雇用通知 3 の任用期間に、更新の有無は、1 月下旬
までに通知するって書いてあるんですよ。1 月下旬。これ 1 か月前の間違い
じゃないですか。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野 現在、ちょっと様式が無いんですが、一般的に川本町の場合は予算が決ま
総務財政課 りましたら、来年度の雇用の予定については、そういった話を現在の嘱託職
長 員にはしておりますので、そういった部分がそこには書かれているんだと思
います。

議 長 2 番木村議員。

2 番 何が言いたいかという、早くですね、当然ながら予算が決まらないと
木村議員 難しいのは重々分かってますよ。ですが、どうしても居てもらわないと困
るような任用職員が居られるわけですから、内示とか早めに本人の生活のこ
とがありますので、内示とかいうことはできませんか、早めに。3 か月くらい
前から。

議 長 番外谷川副町長。

番外 今回のはあくまでも会計年度任用職員ということで、単年度を多くに想定
谷川副町長 しておりますし、現在の嘱託職員さんについても単年度が原則という事
です。予算のないものについて確約をすることは、我々にはちょっとできま
せん。ですから、そこにある 1 月下旬というのはですね、本人さんがもしか
したら 3 月で辞めたいという場合に、新たな人員を確保する必要も出てきま
すので、早めにそういう意向がありますかという確認をしたい。それで 1 月
末にやるということです。その後、予算内について確約はできないというこ
とですので、それは早めに出して、予算否決で通りませんという話にはなり
ませんので、それは難しい話だと思います。

議 長 はい、2 番木村議員。

2 番 読みますよ、読みますよ。任用の更新の判断基準は業務の進捗状況・勤
木村議員 務状況・予算状況等を踏まえ判断することとして、更新の有無は 1 か月前ま

2 番 木村議員 議 長	でに通知する、ですよ。 番外谷川副町長。
番外 谷川副町長 議 長	それは、予算がだいたい3月の頭に議会の方で出ますので、その状況を見てという事だと思います。 2 番木村議員。
2 番 木村議員	いずれにせよ、生活がありますのでよろしくお願ひします。 それから期末手当の・・・もう時間が無い。あと何分ありますか。 〔20分〕議長の声) あと20分ね、了解。はい。 期末手当の支給の予算措置の関係についてですね、副町長、この実行されるとですね、いくらぐらい予算が必要になりますか。
議 長	番外谷川副町長。
番外 谷川副町長	今、ざっと現在の職員さんを対象にしたもので計算すると1,500万くらいが出ております。
議 長	2 番木村議員。
2 番 木村議員 議 長	その原資はどのようにされますか。 番外谷川副町長。
番外 谷川副町長 議 長	一般財源を入れるしかないと思います。 2 番木村議員。
2 番 木村議員	はい、分かりました。縷々いろいろお願ひしましたが、町長にお願ひしたいのですが、今後ですね、嘱託職員が移行する職員に対して理由なく雇用どめをしないしてほしいし、同一労働・同一賃金の観点からですね、正規職員の採用に就く登用の道を拡大して、給与・退職金等を安心して家庭をもって子育てができる水準まで処遇改善をしていただきたい。組織は人なりでございます。町民サービスは、全てマンパワーであるということで、最後に町長、この移行の任用についてのお考えをお聞きして、この項目は終わりたいと思います。

議 長	番外三宅町長。
番外 三宅町長	この制度が導入されまして、今、居られる嘱託職員、現給保障したうえに期末手当2.6か月つくという事ですね、これは本当にですね、待遇を改善したというふうに思います。これを励みにですね、みなさん今も頑張っていていただいておりますが、より一層ですね、業務に励んでいただきたいと思えます。そして、この嘱託職員の労働組合もできましてですね、最近。一緒に団体交渉するんですが、そういうなかで、仕事のしやすい職場づくりですね、一緒になってですね、目指していきたいというふうに考えております。
議 長	よろしいですか。 (「はい」の声あり)
々	以上で、1項目めの「会計年度任用職員制度の導入について問う」の質問を終了します。
々	次に、2項目の「まちづくり意見交換会について問う」に対する答弁をお願いします。番外三宅町長。
番外 三宅町長	まず、1点目の「重要課題案件の任期末までの解決策を問う」にお答え申し上げます。これから一層人口減少・少子高齢化社会、これは避けられない時代になってまいります、これからも安全安心で住みたくなるような活力のあるまちづくりを進めていくことが重要であるというふうに考えております。行政というのは、いつもその時々の問題を抱え、継続と変革で土台をしっかりとしながら中長期的視点をもって、前を向いて進んでいくものだというふうに思っております。現在も行政としてすべき課題は山積してございまして、任期までに一朝一夕に解決することはできません。任期まで全力で粛々と一つ一つ取り組んでいきたいというふうに考えております。こうした考えのなか、重要課題と必要な施策でございまして、まず、総合戦略で進めております2,500人の人口維持に向けての人口対策でございまして。そのためには、移住・定住対策を中心といたします、子育て支援や住環境の整備にこれから一層磨きをかけていかなければならないと考えてます。その一方で、川本町の礎を築いていただきましたお年寄りが安心して暮らせる地域の助け合い組織の立ち上げや医療機関と連携した地域包括ケアシステムの構築が必要であります。特にこれから人口減少の中で、人口密度と言いますと、地域のつながりの強さが、これからの人口密度になってくると考えております。昨日まで大阪で堀田先生の「さわやか福祉財団」の研修会が全国から3,000人が集まって開催されております。本町からも将来地域リーダーとして活躍いただきたい方に参加していただいております。また、活力のあるまちづくりの面から、弓市での駅前周辺の開発を中心とした新しいまちづくり、因原で

番外
三宅町長

は道の駅周辺の開発、三原では三協周辺の観光ゾーンの開発等につきまして、次期総合計画に落とし込んでいかなければなりません。この作業がごさいます。更に防災面では、瀬尻・久料谷・谷・日向・谷戸、そして弓市の堤防・整備等を加速していかなければなりません。さらに産業の面では、三協が2番目の2棟目の建設に入っております。これに関わります支援も行っていく必要がございます。また、農林業の振興、特に特産えごまの作付面積の拡大、また森林経営管理法に基づきます人工林の適正管理の開始、あるいは島根中央高校の支援等もごさいます。また、先ほどからあります邑智郡事務組合の電気代や人権問題の解決と課題が山積しております。従いまして今、進めております取り組みをこれから粛々で行うとともに、新基軸の打ち出しにも努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長

次に、はい、番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長

それでは、木村議員ご質問の「まちづくり意見交換会について問う」の2項目目でございますが、まちごと魅力化センター交流スペースの活用についてお答えいたします。まちごと魅力化センターは、6月に着工し、来年度からの共用開始に向けて整備を進めているところであります。施設には、島根中央高等学校に通う女子生徒48人が滞在できる機能に加えて、地域の方々が活用できる交流スペースも整備する予定であります。この交流スペースの活用につきましては、高齢者が集うサロンや地域と生徒をつなぐ交流の場として検討しておりますが、具体的な内容の決定には至っておりません。今後、許容の範囲内で有効に活用できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、3項目目、「川本駅活用について」お答えいたします。

まちづくり意見交換会において、商工会から駅舎の活用について提案があるとのことを受け、8月に商工会・医療機関と総合的・戦略的に中心市街地のまちづくりを進め、将来像を共有するビジョンについて協議をしております。行政報告にもありましたように、今後は地区全体の住居・施設・医療連携等の様相勘案しソフトハード面において、コンパクトなまちづくりを進める具体的なマスタープランを作成し、関係機関との協議を進めることとしております。ご指摘の具体的な時期は年度末までにまとめるとしております。

続いて、1項目飛びますが、私の方から5項目目の「高齢者の免許証返納対応策について」お答えいたします。

議員ご指摘のように、全国的に高齢者による事故が多発してる状況にあり、高齢者の免許証自主返納が推進されております。自主返納に際し、警察の運転適性相談窓口と地域包括支援センターをつなぐ、連絡要望制度の運用といった情報共有・連携体制もとられておりますが、本町のような中山間地においては公共交通が限られており、免許証返納による移動手段の確保が課題となっております。本町の公共交通は、町を周回するスクールバスの運航に加

番外杉本まちづくり推進課長 えて、バス沿線の交通空白地域をカバーするためのデマンド交通、またその他の地域については、タクシー運賃の助成により交通弱者を支援しており、町内の広域的な地域公共交通については、一定程度の対策を講じている状況でございます。一方で、集落内など小規模の移動手段の確保は課題であり、将来的には集落と公共交通をつなぐ仕組みの導入を検討していくことが肝要であると考えております。

議 長 続いて、番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 それでは木村議員の2項目のうち、「笹遊里のグラウンドゴルフ場について」お答えいたします。

このグラウンドゴルフ場は、元々ターゲットバードゴルフ場として整備したものです。整備後20年以上経過していることや、近年は9月頃からイノシシの地面の掘り起こしの被害があり、秋から春先に掛けて相当に状態が悪く、グラウンドゴルフができる状況ではありません。今年の春以降は、真砂土を搬入して指定管理者の方でグラウンド整備を行っておりますので、状況はかなり改善しております。イノシシ被害防止として、昨年も防護柵を設置しましたが、本年も更に侵入防止に向けた柵を設置する予定にしております。今後も利用者の皆さんにグラウンドゴルフを楽しんでいただくためには、申し上げましたイノシシの被害防止のための対策をしっかりとすることと、グラウンドのデコボコなど傷んできた部分の補修、芝の育成などが出来れば良いというふうに考えております。

議 長 続いて、番外左田野総務財政課長。

番外左田野総務財政課長 私の方から6番目の「公民館の改修計画などについて」お答えします。西公民館につきましては、避難所としての改修要望や建物の安全性など様々な意見を伺ってるところでございます。地元の意見をしっかりと受け止め、改修などを検討する必要があると考えておりますが、水害対策や急傾斜対策など様々な観点を持った検討が必要と考えております。そのため、具体的にお示しできるような状況には、現在ございませんが、当面の対策が必要な修繕等は当然行っていく必要があると考えております。また、本町会館の修繕につきましてもお話を伺っております。本町会館をはじめ各集会所と共に建設以後相当年数が経っておりますので、様々な修繕の要望を聞いております。どれも切実な要望と受け止めております。必要な費用を把握しながら傷み具合などをみて、できる限り早く取り組みをしていきたいと考えています。しかし、予算の関係もございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

議 長 続いて、番外谷川副町長。

番外
谷川副町長 木村議員 2 項目めのうち、「まちづくり意見交換会終了挨拶において、今回いただいた意見への回答報告をしっかりとしていくとあったが、一部広報において照会があったその他の対応について問う」についてお答えします。

この件につきましては、それぞれの会場に全課長が出席しており、それぞれの課に対応する案件として、その時点で回答できるものについては回答しておりますが、その場での回答が難しいものや調査・検討が必要なもの、解決に時間や予算等を要するもの、その他の案件と一緒に対応すべきもの等については、持ち帰りそれぞれの担当部署を中心に検討・協議しながら取り組んでまいるようにしておるといってごさいます。

議 長 答弁が終わりました、質問がありますか。2 番木村議員。

2 番
木村議員 あと何分ですか。
（「あと 6 分、7 分ですね。」議長の声）

はい。それでは最初にですね、町長のお話いただきました事業を粛々と進める、次期の総合計画ということをお話いただきましたが、三宅町政としてですね、これまで全国に名を馳せ、えごま産業、三協工場誘致、定住促進住宅の建築、旧役場庁舎に女子寮の建築と多大な業績をされましたが、しかし、足元をみる川本町の現状は、衰退の一途というふうには私に考えています。1 つの町政の評価の 1 つとして 2019 年公示地価がですね、3 月 20 日山陰中央新報からリリースされました新聞記事によると、本町は島根県内下落率一番、川本町 239-1 で 4.6%。5 年連続の「川本町大字川本 537-9」は、人口減少が進み土地取引の需要がなく、昨年 3 月の J R 三江線廃止も拍車をかけた、との掲載がありました。このことは、「全町民の財産が減少し株が落ちている」というようなことを意味していると私は思います。川本町のイメージとして、町のビジョン・プラン等長期展望は、先も話をいただきましたが、やはり今までも掛け声ばかりしか見えてこない。電気料金や人権問題等に係ることに、十分な調査しないで職員の処分等川本町として大きなストレスと考えています。そのため、やるべき事も力が入らない状況と考えておりますし、川本町にとって、良いことも悪いこともマスコミとソーシャルネットワークサービス、SNS によって全国へ拡散してます。継続案件は真剣に腹を据えて解決していただきたい。時間が長引けば長引くほど大きな傷口になると考えます。町民の安全安心を守る組織のトップとして重要案件等解決するのは、やはり真実の一つであり、やるべきことは、任期中の年度内に処理し、町民に丁寧な説明を行って、三期目は地についての町民貢献施策を提示し川本町を V 時回復する気はないか、町長の進退についての気持ちを伺います。

議 長 答弁されますか。番外三宅町長。

番外
三宅町長 任期までにですね、やるべきことはやるというのはそれは当然ですね、全力投球をこれからもしていきたいと思います。それで先ほど私がですね、今、川本町が抱える課題、そして必要な施策について、私の思うところを申し上げました。それで併せて今仰ったのが、次の3期目の出馬についてどうかということですが、これにつきましては、あと選挙まで5か月ちょっとあります。従いまして、現在、熟慮しておりまして、これについては、もう少し時間を頂戴したく、いうふうに思います。

議 長 再質問ありますか。2番木村議員。

2番
木村議員 今の案件、他の案件に入ってもよろしいですか。

(「いいですよ。」議長の声)

今のがよろしゅうございます。

はい、あと何分ですかね。

(「あと4分です。」議長の声)

4分。はい。

それではですね、島根中央高校の交流スペースの関係については是非よろしくお願ひします。期待しておりますのでお願ひします。それから駅活用の関係の商工会の関係については、やはり今まで町長が何遍もプロジェクトの話がたくさん提起してきましたけど、様々なもので。やはり全課長一体となったですね、まちづくりの考え方についてですね、やっていただきたいなというふうに思います。そうしないと、もう時間がないです。見ていただくとどんどん々家が無くなり、高齢者になり、次期承継する人が居なくなり、弓市抱えても手に入るくらいしか居ないんですよ。次抱える人が。そういう状況の中で是非スピードをもってやっていただきたいと思うんですが、このことについて町長お考えがありましたらお願ひします。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 弓市ですね、活力あるまちづくりということで今、本当にボトムアップでやっておりますですね、青写真はたくさんあるんですよ実はですね。その中でですね、上からトップダウンで出すのではなくてですね、あくまでも住民のみなさんの声を聴きながら、このまちづくりをしていかなければならないという基本的な考えで今、まちづくりの課長も進めておりますですね、そうした中で、この3月までにですね、駅前の周辺の写真は出したいというスケジュールで進めておりますので、その辺もご理解いただきましてですね、また議員の方もですね、いろんな意見を出していただければ幸いに存じます。

議 長 2番木村議員。

2番
木村議員

是非、やっていただけないと、もう時間がないです。よろしくお願いします。それから、笹遊里の関係のグラウンドゴルフ。できれば公認グラウンドにさせていただきたいと思います。それまで整備していただきたいというふうに思いますので、これはいいです、時間が無いので。それからあとの西公民館の団塊の世代の関係についてですね、ほんとこれも緊迫した状況であります。是非もっと自主返納者の方の通院タクシーの料金の補助金の問題の拡大とかですね、デマンド交通・まげなタクシーの運行回数をもっと見つめ直し、もっと需要を考えてですね、やっていただきたいなと思っています。それから、あとの自治会長との関係について、本当、西公民館であった分のハザードマップの説明でですね、課長も同席してらっしゃいましたから、課長からも話がありましたけど、危機管理だけを言われても逃げようがないんですよ、西公民館なんかでも避難するところが一番危ないと言われる状況では、どうにもならないなと思ってますので、これも県と国との関係についてもよろしくお願いします。答弁はいいです。

それから、最後ですけど、副町長の話ですけど、各課長に任すと言って言われますが、あんまりその反応がないんですよ。ですので、その場で確かに答弁していただきましたよ、ですけど、それがただガス抜きだけになってるんじゃないかというふうに受け取りますが、副町長どうですか。

議 長

番外谷川副町長。

番外
谷川副町長

単なるガス抜きということではないと思います。それを持ち帰ってできるものはやっておりますし、現地で確認が必要なものは現地に出向いて確認しております。あとは、先ほど申しましたように、予算ですとかいろいろ調整が必要なものも出てきますので、すぐにといいものばかりではないと思います。粛々と先ほど町長が申しましたけど、粛々とやっているという状況だと思えます。

議 長

時間になりました。

(「はい、いいです」議員の声)

々

以上で、木村議員の一般質問を終了いたします。

々

ここで暫時休憩をいたします。午後は1時30分より再開をいたします。

(午後 0時25分)